

1. 平成24年度予算等の執行について

(1) 平成24年度本予算の執行について

平成24年度本予算については交付決定に係る作業を終了し、今後確定（精算払い）に関する作業を実施していく必要がある。

精算払が必要な事業の確定の手続きは平成25年4月中旬までに行うこととなっているので、各都道府県は4月10日（水）までに国へ報告書が提出できるよう、事業実績報告書の作成について3月上旬から補助事業者に周知し、早期の提出を促す等、準備をお願いする。

また、運営費等補助金や統合補助金・施設整備交付金など大部分の補助金は概算払であるため、3月末までに必要な額を確実に国庫から都道府県の口座へ受入れていただくとともに、「受入れ漏れ」のないよう、内部の関係各課へご周知いただきたい。

なお、決算関係作業に伴い、不用の理由等に関して調査をさせていただくこともあるので、その際にご協力をお願いする。

(2) 平成24年度補正予算の執行について

平成24年度補正予算については2月26日に成立したこともあり、執行に係る作業期間が短い中にご協力いただいていることに感謝申し上げます。

都道府県に係る補正予算事業としては、医療提供体制推進事業費補助金（設備整備）、医療施設耐震化基金（2次救急対応）、地域医療再生基金及び医療施設等災害復旧費補助金（九州北部豪雨災害関係）があるが、予算の効果的かつ適正な執行の観点から、災害復旧費の一部を除き平成25年度へ繰越しを行う方向で厚生労働大臣より財務大臣へ協議を行っているところであり、平成25年度に交付決定を行う見込みとなっている。

各都道府県には受け入れのための予算措置に関すること、補助事業者への指導・必要書類の取りまとめ等について引き続きご協力方お願いする。

(3) 独立行政法人等への補助金交付について（平成24年度～）

地域自主戦略大綱（H22.6.22閣議決定）を踏まえ、自治体の国、独立行政法人等への寄付に係る関与に関する規定を廃止することとし、平成23年11月30日の整備一括法により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が改正され、事前の総務大臣協議・同意に関する手続きが不要になった。このため、国が交付要綱等で特に独立行政法人等を補助金等の補助対象から除外した場合を除き、地方公共団体が独立行政法人等を補助対象として採択することが可能となっている。

このため、医政局所管の補助金等についても、平成24年度より法改正に沿って補助の制限に関する記述を削除するなど、交付要綱等においても所要の改正を実施したところである。（一部、引き続き独立行政法人等を対象外とする事業

もある。)

各都道府県は本改正を踏まえ補助事業を有効に活用いただきたい。ただし、予算上の制約から要望どおりの補助とならない場合もあるので、予めご了承ください。

(4) 平成25年度予算の執行について

平成25年度予算についても、要望額が予算額を超過した場合は平成24年度と同様に限られた財源の中で調整を行いながら執行することとなるので、予めご了承ください。

また、交付申請書や実績報告書において単純な計算ミスや基準額の額を間違えることが多発しており、修正や差し替えで非常に多くの時間を要していることから、各都道府県におかれても補助事業者から提出された書類等の審査・点検をよろしく願います。

なお、一部の都道府県において書類の提出が遅延すると、結果として全体の作業スケジュールが遅れることとなるので、各都道府県におかれては作業の進捗状況を適切に管理し、事業計画書等の早期提出について御協力いただけるようよろしく願います。

(5) 医療提供体制施設整備交付金の執行について

本交付金については平成23年度から要望額が予算額を超過しており、交付額の調整を行ってきたところであるが、平成25年度は「地域自主戦略交付金」が廃止されることに伴い、看護師養成所等の施設整備も本交付金で賄うことになることから、引き続き調整を行う必要が見込まれるところである。

一方、平成24年度の執行状況を精査すると、交付申請段階で取り下げを行ったり、大幅な事業計画の変更を要する補助事業者が見受けられ、予算が不足しているにも関わらず不用額が生じる事態となっており、交付金の効果的な執行という観点から問題があると考えている。

各都道府県から事業計画を提出する際には医療計画等に基づく優先順位付けをしていただいているところであるが、加えて、当該事業者が適切に事業を実施できる状況にあるかについても精査して優先順位づけをしていただくようお願いする。(医療施設等施設整備費補助金についても同様をお願いする。)

2. 平成25年度医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の執行について

①交付決定区分の見直し

当該補助金については平成24年度より従来の事業種別毎の区分を撤廃し、メニュー予算に純化したことから予算案に即した交付要綱改正を行ったところである。

平成25年度においても、この仕組みを踏襲する予定としており、各都道府県におかれては、限られた財源の中で事業費が有効に活用されるよう調整をお願いする。

（平成23年度までの要綱における区分）

A：救急医療対策（運営費）

B：看護職員確保対策（運営費）

C：地域医療確保等対策（運営費）

D：地域医療確保等対策（設備費）

E：看護職員等確保対策（設備費）

（平成24年度以降）

A～Eまで全て一本化し、区分を廃止する。（事業計画の作成から交付決定まで区分のしぼりが無く、一本で行う。）これにより、各都道府県ごとの課題に応じた事業を採択することが可能となる。

②要望額が予算額を超過した場合について

平成25年度予算の執行に際しても要望額が予算額を超過する事態になることが予想される。

各都道府県からの要望額が予算額を超過した場合については、今年度と同様に予算の範囲内で要望額を圧縮することとする。

各都道府県におかれては必要な額を十分精査していただくとともに、申請に当たっては真に必要な事業に特化して要望するようお願いする。また、不用額が発生した場合は例年「繰越額等報告書」を提出いただき、不用の発生理由を御報告いただいているところであるが、その理由が事業費の過大な見積もり等補助事業の効率的な執行が行われなかったことに起因すると認められる場合については、平成25年度の事業費配分について調整を行うこともあり得るのでご承知置き頂きたい。

3. 補助金等の適正な執行について

補助事業の執行に当たっては、大部分の補助事業者・間接補助事業者等は、関係法令、実施要綱、交付要綱、交付決定の際に付された条件等に従って執行していただいているものと考えているが、会計検査院等から不適切な補助金の執行などについて指摘を受けている例がある。また、会計検査院による指摘以外にも補助金の執行について問題のある事例が発生しており、一部取り消しや減額、加算金を付しての返還命令等の処分が実施されているところである。

これまででも、会計検査院等から指摘があった場合はその都度、不適切な事例や補助金の適正な執行について周知を図ってきたところであるが、改めて、会計検査院や総務省から過去に指摘のあった主な事例や留意事項について以下に挙げたので、各都道府県では、これらの点に留意し、補助金の審査体制を整えるとともに、必要に応じ過去の補助金の総点検や補助事業者等に対する現地調査を行うなど、補助金適化法第3条第2項に定める趣旨を踏まえて補助事業等の適正な執行に努められたい。

なお、これらの補助金の適正な執行については、補助事業者・間接補助事業者等に対し、必ず周知されるようお願いする。

厚生労働省としても今後とも補助事業等の執行状況について、必要に応じて現地調査等を実施する予定なので、ご了解願いたい。

(1) 都道府県等における留意事項

① 交付申請時における十分な審査

(適正な対象経費の計上、適正な費用算定方法、事業の利用見込又は過去の実績等を踏まえた実効性 等)

② 実績報告時における審査

(事業実施状況の確認、交付申請時に審査した事項の再確認 等)

③ 定期的な監査等による点検

(補助事業者における書類等の整備、事業目的にあった効率的な活用状況 等)

④ 補助事業者等に対する指導

(補助事業者等として遵守すべき事項の周知 等)

(2) 過去に会計検査院や総務省から指摘のあった主な事例

① 救急医療情報センター運営事業

ア. 情報システムや専用端末の利用が低調であり、センターの目的である救急医療・災害医療に係る総合的な情報収集及び提供機能が十分果たされていないことから、利用率向上の取り組みが必要と指摘された。

イ. 兼務者の人件費を按分せずに全額補助対象経費として計上したため、一部が補助対象外となった。

②小児救急医療支援事業

診療日数の算定方法に誤りがあったため、交付決定の変更（減額）が必要になった。

③第二次救急医療施設勤務医師研修事業

- ア. 補助対象外の経費を補助対象経費として計上したため、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- イ. 県が実施主体であるにもかかわらず県職員に謝金を支払ったため、交付決定額の変更（減額）が必要になった。
- ウ. 委託先の講師謝金単価が県よりも高額の事例があり、調整が必要となった。

④救急救命士養成所初度設備整備事業

臨床実習用の救急車を購入しているが、その利用状況が低調であり、利用率の向上を求められた。

⑤救命救急センター運営事業

- ア. ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定が不適切であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- イ. 補助対象経費の算出が過大（減価償却費の計上に当たり国庫補助を受けた財産に係る分を計上、給与費から控除すべき手当を控除しない等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- ウ. 選定額の算出方法に誤り（基準額と差引事業費の多い方を選定）があり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- エ. 補助対象経費の積算が過大（借入利息を計上等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- オ. 収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していないため、交付決定の変更（減額）が必要になった。

⑥小児救急地域医師研修事業

補助対象経費の支出を裏付ける証拠書類が残されていなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

⑦休日夜間急患センター設備整備事業

管理台帳を作成していなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

⑧医療施設近代化施設整備事業

事業の一部（電子カルテ等の整備）が未実施であり、補助要件を満たしていなかった。

⑨看護師等養成所運営事業

補助金の経理において、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象事業費の精算が課題となった。

(3) その他、問題になった事例

①へき地歯科巡回診療班運営事業

補助事業において県職員による横領、不適切経理が行われた。(本省による立ち入り検査実施)

②へき地診療所運営事業

診療所職員(市非常勤職員)による診療費の横領が行われた。

③看護師等養成所運営事業

養成所の合併に起因する混乱から、補助金事務に必要な経理関係の書類が一部紛失した。(厚生局による立ち入り検査実施)

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(抄)

(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

(関係者の責務)

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

4. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の処理について

医政局が所管する補助金等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額については、各交付要綱の定めるところにより補助事業者（間接補助の場合は間接補助事業者をいう。以下同じ。）から報告書を提出いただき、その全部又は一部を国庫又は都道府県に納付としているところである。

当該事務については各都道府県の御協力をいただき、平成16年度から平成22年度までに提出された報告書に係る作業を順次進めてきたところであるが、以下のような課題も発生しているところであるので、各都道府県におかれてはご留意の上作業を行っていただくようお願いする。

（1）報告書の確認等について

仕入控除税額報告書の必要書類及び返還金の計算方法については、平成17年9月20日医政発第0900006号「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」によりお示ししているところであるが、書類の不備や計算方法の誤り等が少なからず発生しているところである。

各都道府県においては、当該医政局長通知を再度ご確認ください作業を行っていただくとともに、ご不明な点があれば、随時医療経理室決算第一係までお問い合わせいただくようお願いする。

（2）予算措置について

国庫への返還金については都道府県において予算措置を行う必要があるが、平成24年度においては、一部の都道府県において補正予算への計上漏れ等により国からの返還命令が発出できず、平成25年度へ処理を先送りした事案が生じたところである。先送りとなった都道府県におかれては、平成25年度に速やかに予算措置を講じていただき、医療経理室決算第一係までご連絡をお願いする。

また、今後も返還金が生じる報告書を提出いただいた場合は、審査後に国から返還命令を発出することとなるので、予算措置については報告書の提出と併せて準備いただくようお願いする。

（3）補助事業者への周知について

医政局所管の補助金については仕入控除税額に係る返還の規定が全ての交付要綱に定められているところである。ただし、補助事業者が報告を失念している場合、厚生労働省においてこれを捕捉することは困難であるため、各都道府県におかれては適宜注意喚起等を行っていただき、報告書の提出促進に努めていただくようお願いする。

(4) 会計検査院の検査について

本件については、従前より会計検査院の検査の対象となっており、例年決算検査報告に「不当事項」として記載されているところである。

(参考)

平成22年度：農林水産省、国土交通省、環境省

平成21年度：経済産業省

平成20年度：農林水産省、水産庁、内閣府沖縄総合事務局、経済産業省、
国土交通省

平成19年度：農林水産省

これらについては、補助事業者である都道府県や市町村に対しても不当と認められた補助金の返還命令が発せられていることから、本作業については国と地方公共団体が連携して適切に処理をしていく必要がある。

各都道府県におかれては引き続き本件に係る作業について御協力をお願いします。